

前払金制度の拡充について

昨今の厳しい経済情勢における建設業の資金調達の円滑化を図るため、本市の工事請負契約における前払金制度につきまして、以下のように制度を拡充します。

1 対象の拡大

以下のように、前払金を支払う対象となる工事を拡大します。

比較	金額の条件	工期の条件
改正前	契約金額500万円以上	工期90日以上
改正後	予定価格250万円超	工期の制限無し

2 上限金額の引き上げ

以下のように、前払金の支払上限金額を引き上げます。

比較	契約金額5億円以下	契約金額5億円超
改正前	契約金額の4割	2億円 または 契約金額の3割のうちいずれか高い金額
改正後	契約金額の4割	

3 中間前払金制度の創設

以下のような中間前払金制度を導入します。

(1) 制度の概要

工事着手時に支払われる前払金に加え、一定要件を満たした工事について、契約金額の最大2割が支払われる制度

(2) 対象工事

前払金を支払った工事のうち、以下の①～③の要件を満たしたもの

- ① 工期が1/2経過
- ② 工期が1/2を経過するまでに実施すべき作業が行われている
- ③ 既済作業の経費が請負代金額の1/2以上

4 実施時期

平成23年4月公告分から実施